

有料職業紹介事業許可申請に必要な資産要件

①～②全て該当すること

- ① 資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が、500万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること。
- ② 事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること。

【貸借対照表】

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	E
.....	負債の部合計	C
.....	純資産の部	
営業権(のれん)及び繰延資産	B
.....	純資産の部合計
資産の部合計	A	負債及び純資産の部合計

① $A - B - C = D$ (基準資産額) ≥ 500 万円

② $E \geq 150$ 万円

※上記の額は紹介事業を行う事業所が1事業所のみの場合です。

例：本社とA支店、B支店の3事業所で、紹介事業を行う場合

① 基準資産額は、 500 万円 $\times 3 = 1,500$ 万円

② 現金・預貯金の額は、 150 万円 $+(60$ 万円 $\times 2) = 270$ 万円

直近の年度決算の書類で資産要件が不足している場合で許可申請を行うには、許可申請に係る添付書類に加え、

ア 公認会計士又は監査法人による「監査証明書」

イ 監査証明を受けた中間決算書又は月次決算書

※イで資産要件を満たしていること

を提出する必要があります。